

基本施策8 消防・救急体制の充実

(1) 消防力の充実・強化

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
宇部・山陽小野田消防組合分担金支払事業	山陽小野田市と宇部市で組合費を負担し、一部事務組合を運営して消防広域化により常備消防業務を進めていくための負担金支払事業	H26以前～ H42以降	909,009	消防課
消防車両等整備事業費特別分担金支払事業	消防組合で使用している消防車両の中には老朽化による性能低下が著しく、各消防活動に支障をきたしている車両がある。よって消防自動車を更新するための負担金を支払い、市民の安心、安全を確保する	H26以前～ H42以降	6,354	消防課
消防資機材整備事業費特別分担金支払事業	老朽化の著しい消防資機材の更新及び新たに必要となる消防資機材の購入を行う。	H26以前～ H42以降	2,557	消防課
公債費元利償還事業費特別分担金支払事業	公債費の元利償還金を支払う事業である。	H26以前～ H42以降	44,856	消防課
消防水利施設設置事業(消火栓)	消火栓の措置がない地区や自然水利のみの地区、消火栓の水量不足地区等、水利不便地域が多く火災時の消火活動に支障を来している。よって、消火栓を有効かつ計画的に設置していく。	H26以前～ H42以降	1,496	消防課
消防水利施設整備事業(水道管路更新に係る消火栓改良)	平成29年度より水道局による水道施設(管路)の更新が行われる。それに伴い既存の消火栓の改良工事が必要となる。	H29～ H42以降	13,516	消防課

(2) 消防団活動の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
消防団活動の活性化事業	消防団は、その施設及び人員を活用して市民の生命、身体、財産を火災から保護し、諸災害を防除及び災害による被害を軽減し、市民の安心安全を確保する。	H26以前～ H42以降	63,745	消防課
消防団安全装備品整備事業(安全確保のための装備)	「消防団の装備の基準」が改正され、救助用半長靴、救命胴衣、防塵メガネ、防塵マスク、耐切創性手袋を計画的に配備する。安全帽については経年劣化により更新、雨衣については風水害活動時に使用するため配備する。	H27～ H42以降	1,583	消防課

基本施策9 防災体制の充実

(1) 防災対策等の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市役所本庁舎耐震改修事業	○本庁舎の本館は、昭和38年に建設され老朽化が進んでいる。平成26年度に耐震2次診断を行った結果、耐震性に問題があるとの結果となった。よって、庁内で検討を行い、今後も、本館を使用していくために、耐震補強及び老朽化等改修工事を実施する。そのために、29年度は本館の外壁劣化調査及び老朽化等調査を行う。その結果をもとに次年度以降に設計・工事を行う。	H26以前～ H33	82,235	総務課

防災知識普及啓発事業	市民が災害時に迅速かつ適切な行動をとるためには、災害に対するより正確な知識を持つことが必要である。出前講座や防災講演会などの機会を活用し、防災意識の普及啓発を図っていく。	H26以前～ H42以降	0	総務課
総合的防災体制整備事業	市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることは市の責務である。災害に対し、迅速かつ的確に対応するためには、地域防災計画に基づき、市全体として組織立った活動が必要不可欠である。	H26以前～ H42以降	5,461	総務課
防災情報システム整備事業	災害時に、迅速な市民への防災情報の伝達は、被害を最小限に止めるため、必要不可欠である。また、気象情報、河川情報なども市の防災対策に必要不可欠であり、これらをより早く情報収集するためにも、整備が必要である。	H26以前～ H42以降	6,466	総務課
J-ALERT(全国瞬時警報システム)受信機更新事業	J-ALERTは、緊急地震速報、弾道ミサイル情報など、対処に時間的余裕のない情報を国から送信し、J-ALERT受信機で受信し、自治体の防災行政無線機を自動起動し、市民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムである。現在設置のJ-ALERT受信機は、平成22年度に設置しており交換時期にきている。また、現行受信機のソフトウェアサポートもいずれ終了する予定で、自動起動時間短縮などのメリットもあり新型受信機に更新する。	H30	2,002	総務課
総合防災訓練事業	災害対策基本法第48条の規定により、総合防災訓練の実施が義務付けられており、災害発生時に迅速かつ的確な行動を取るためには、市、防災関係機関、市民がそれぞれが取るべき駆動を想定した訓練が必要となる。	H26以前～ H42以降	152	総務課
避難所の運営事業	災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者で、避難しなければならぬ者を一時的に収容し、保護する。	H26以前～ H42以降	0	社会福祉課
埴生小・中学校整備事業	埴生小学校には、旧耐震基準で建設された耐震化未了の校舎等3棟と老朽化した木造倉庫1棟があり、平成26年にこの4棟の耐力度調査を行った結果、全ての建物で耐力度が基準を下回っていることが判明した。早急な耐震化のため、併せて国・県が進める小中連携教育の充実強化を図るため、埴生中学校の用地を拡げ、埴生小学校の校舎を移転改築し、中学校校舎を改修し、施設一体型の学校施設を整備する。	H26以前～ H32	495,981	教育総務課

(2)地域防災力の向上

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
自主防災組織等育成事業	自主防災組織の活動を活発かつ継続的なものにするため、防災資機材や訓練に要した経費の補助を行う。	H26以前～ H42以降	1,140	総務課
地域防災訓練事業	市民の防災意識の向上及び地区防災組織活動の充実等を図るため、地区防災組織が実施する防災訓練に対し経費を補助する	H26以前～ H42以降	1,100	総務課

避難対策事業	災害のため被害を受け、又は被害を受けるおそれのある市民を一時収容し、保護することを目的に市内各所に避難場所を指定しているが、災害の種類、規模、地域別によりきめ細かに対応する必要がある。	H26以前～ H42以降	0	総務課
ハザードマップ普及事業	災害が発生した場合、被害を最小限に止めるためには、その地域がどのような災害のおそれがあるかを事前に熟知し、それに対する対策を講じておく必要があるため、ハザードマップの市民への周知が必要である。	H26以前～ H42以降	0	総務課
防災士育成事業	自主防災組織の活動を充実させ、衰退させないために、地域のリーダー的存在が不可欠である。そのため、地域の防災リーダーを育成するため、各地区の防災士育成を支援する。	H26以前～ H42以降	130	総務課
国民保護対策事業	山陽小野田市民国民保護計画に基づき、武力攻撃などから市民を保護するための措置を実施できるよう組織体制の整備や計画内容の市民への周知を図る。また、地方自治法第2条及び自衛隊法第97条の規定により、市の「第1号法定受託事務」として自衛官の募集に関する事務の一部を行うこととなっている。	H26以前～ H42以降	20	総務課

(3) 市域保全の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位: 千円)	担当課
県営海岸保全施設整備事業(松屋埴生)	堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成18～31年度。(～35年度に延長の見込み)	H26以前～ H35	7,500	農林水産課
県営海岸保全施設整備事業(黒崎開作)	堤防は天端高が不十分であり、陸間や水門・樋門等の施設の老朽化が進んでいる。そのため、高潮が発生した場合等にその機能が十分に果たせない恐れがあり、早急な改修が必要。事業実施期間は平成17～33年度。(～37年度に延長の見込み)	H26以前～ H37	7,500	農林水産課
雨水排水ポンプ場維持管理事業	雨水排水ポンプ場の適切な維持管理により、低地の保全及び内水排除等に努める。	H26以前～ H42以降	5,207	農林水産課
雨水排水ポンプ修繕事業	西の浜排水機場は、完成後25年以上経過し、施設の老朽化が著しい。不良部品の交換・修繕等を行うことにより、設備を延命化させる必要がある。また、長寿命化計画を作成することにより、計画的に修繕を行っていく。	H26以前～ H42以降	6,729	農林水産課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード)・高千帆排水機場	本施設は昭和44年に築造され、40年以上が経過している。部品交換等を実施し運転しているが、老朽化による能力低下が10%～20%程度見込まれるため、防災上の観点から早急に更新を行う。	H26以前～ H32	50,000	農林水産課
基幹水利施設ストックマネジメント事業(ハード)・厚狭中排水機場	本施設は昭和49年に築造され、40年以上が経過している。部品交換等を実施し運転しているが、老朽化による能力低下が10%～20%程度見込まれるため、防災上の観点から早急に更新の必要がある。	H26以前～ H31	2,500	農林水産課

後潟排水機場改修事業 (農地耕作条件改善事業)	後潟排水機場には団体営のポンプが2台あり、完成後30年以上経過し施設の老朽化が著しい。団体営の1号機は運転時に内部で金属音が発生して破損する可能性が極めて高く、使用できない状態が平成25年から続いており、修繕が急務である。農地耕作条件改善事業を活用する場合は、後潟ほ場整備の終了する平成31年度が期限となるため、早急に取り組みたい。	H30～H31	600	農林水産課
海岸防災事業負担金	山口県が定めた「山口南沿岸海岸保全基本計画」に基づき、高潮、波浪及び津波による被害から海岸背後の地域住民の生命や財産を防護するため、護岸、岸壁、排水機場などの県が管理する港湾施設を順次改修し、事業負担金を支出する。本港地区、大浜地区、有帆地区	H26以前～ H42以降	23,200	土木課
自然災害防止事業負担金 (海岸)	国交省河川局所管海岸のうちH11年にCGZ事業で整備した焼野海岸は今後も利用者が安全・快適に利用できるようヘドロ除去や施設更新を行う。また郡・津布田海岸は度重なる波浪により河川の河口が閉塞状態になっているため流下断面を確保する。	H26以前～ H42以降	2,500	土木課
土砂災害危険箇所整備事業 (維持管理)	急傾斜地崩壊危険区域の指定を受けて対策工事を実施した箇所において、民家や施設に影響を及ぼすおそれのある雑木を伐採することで、災害を防止する。	H27～ H42以降	300	土木課
急傾斜地崩壊防止施設緊急改築事業(県事業)	国の補助を受けて施工した既設の急傾斜地崩壊防止施設について、緊急的に改築を行い、地域の安全向上を図る。	H27～H30	6,000	土木課
急傾斜地崩壊対策事業 (県事業)	危険な急傾斜地において急傾斜地崩壊危険区域を定めて崩壊等に対する対策工事を行い、地域の安全向上を図る。	H29～H31	1,500	土木課
雨水排水機場維持管理事業	山陽小野田市は、干拓地や埋立地などの低平地などが多いため過去に幾度も浸水被害を受けたため、その対策として雨水排水機場を整備してきた。その排水機場の適切な維持管理を行うことで、浸水被害を最小限に抑える。	H26以前～ H42以降	20,534	土木課
河川管理事務事業	市が管理する準用河川を適正に維持管理することにより流域の保全、防災に努める。 河川パトロール、構造物の維持修繕や河川占用事務を行う。	H30～ H42以降	500	土木課
河川寄州除去事業	準用、普通河川の河積を阻害する土砂を撤去することにより、河道を健全に保ち防災に努める。	H26以前～ H42以降	412	土木課
河川浚渫事業	市が管理する準用河川及び普通河川の中には、長い年月により土砂が堆積しており河積阻害率(河道障害)が高まっている。近年はゲリラ豪雨が頻繁しており、流下能力の低下による河川の氾濫が危惧されるため、堆積土を計画的に浚渫する。	H26以前～ H35	1,000	土木課
猪渡川・うつけ川河川環境整備事業	西沖に位置する猪渡川及びうつけ川は、西部石油(株)の敷地内を通過して瀬戸内海へと通じている。この河川については、この敷地が埋め立てられたときに整備されているが、その後、約50年浚渫等の維持管理が行われていない。近年では全国的にゲリラ豪雨等の被害が発生しており、この河川についても適切な維持管理が必要である。このため、河道を侵している立木の撤去等を行う。	H30～H32	3,000	土木課

北竜王遊水池環境整備事業	北竜王遊水池は、排水機場の調整池であるが、長年の流入土砂の堆積が調整池としての能力を低下させるとともに、ガマなどの雑草が育成して周辺の住環境にも悪影響を及ぼしている。 このため、毎年、遊水池内の草刈を実施する。 なお、将来的には、遊水池の浚渫を行い調整池の能力を確保する必要がある。	H26以前～ H42以降	1,700	土木課
東下津地区内水対策整備事業	東下津地区は過去に狭間川の氾濫による浸水被害を受けてきた。山口県が平成7年に東下津排水機場を設置したが、近年の豪雨により平成21年平成22年に連続して浸水被害が発生している。このため、浸水被害を軽減する喫緊の対策を実施する。	H26以前～ H31	363,119	土木課
下水道管渠維持管理事業(雨水)	雨水渠のスクリーンは排水能力を維持するため定期的な巡回に加え、降雨初期の巡回が必要で、状況に応じて清掃(ゴミ等の除去)を行う。また、スクリーンに破損等があれば、修繕・取替えを行う。	H26以前～ H42以降	650	下水道課
雨水排水ポンプ場維持管理事業	市内(公園通り第排水区)における降雨時の雨水排除のため設置したポンプ場の維持管理を行う。	H26以前～ H42以降	3,995	下水道課
雨水排水ポンプ場整備事業	若沖雨水排水ポンプ場は供用開始後25年が経過し、経年劣化による機能低下が顕著になっている。これらの機能を回復させるため施設の長寿命化・改築・更新を実施するとともに未整備施設の整備を行う。	H27～ H42以降	50,000	下水道課
調整池(叶松ため池)維持管理事業	地元の古開作水利組合にため池の管理業務を委託する。水利組合は水位の管理を行うとともに、堤体・斜樋・土砂吐・余水吐・水路スクリーンなどの草刈り、清掃を実施する。なお、ため池は雨水調整池の役割を持つ。	H26以前～ H42以降	450	下水道課
若沖遊水池維持管理事業	若沖遊水池の樋門スクリーンにゴミや草が流れ着き、排水の妨げとなっているため、これらのゴミ揚げ・搬出を行う。また、そのことによりポンプへ損傷を与える異物等の流入を防ぐ。	H26以前～ H42以降	0	下水道課
高千帆地区浸水対策事業	高千帆地区の内水は、潮位により自然排水が不可能な時は横土手と下木屋のポンプ場で排水しているが能力的には限界がある。近年農地の都市化が進み、保水能力が低下し、豪雨時の浸水被害が懸念される。そこで有効な浸水対策を立案し、それを事業化する。	H26以前～ H42以降	10,000	下水道課
遊水池維持管理事業(西の浜)	西の浜遊水池はポンプ施設の調整池として位置づけられているが、通常は流量が少ないため、汚泥が堆積し易く悪臭の一因となっている。周囲には民家や保育園が隣接しており、定期的に浚渫する必要がある。	H26以前～ H42以降	1,000	下水道課

基本施策10 防犯・交通安全対策の推進

(1)交通安全思想の普及

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
交通安全事務	交通安全思想の普及徹底を図るため、各季の交通安全運動をはじめ、啓発活動、交通安全教育を推進するとともに、交通事故の未然防止を図るため、交通安全対策協議会を中心に警察署及び交通安全協会等関係機関と緊密に連携し、交通事故防止活動を推進する。	H26以前～ H42以降	4,807	市民生活課

(2)交通安全環境の整備

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
高速道路等を跨ぐ橋梁点検事業	橋梁等の道路構造物が老朽化していくことを踏まえ、各道路管理者の責任による【点検→診断→措置→記録】のメンテナンスサイクルを確立するため、平成26年度に「道路法施行規則」が改正された。5年に1回の頻度で橋梁等の点検等を行うことが義務付けられたため、宇部下関自動車道を跨ぐ橋梁のうち、山陽小野田市の管理である3橋について年次的に点検を行なう。	H28～ H42以降	1,300	農林水産課
交通安全施設整備事業	安心して道路を利用できるように、カーブミラー、防護柵、区画線などの安全施設を整備する。	H26以前～ H42以降	7,472	土木課
道路照明整備事業(局部照明)	市道の交差点や横断歩道に道路照明を設置して、道路の安全を図る。	H26以前～ H42以降	1,028	土木課
街路灯整備促進事業(連続照明)	市街地の安全や防犯対策として、スポンサー付街路灯(連続照明)を整備しているが、施設は老朽化しており、また、スポンサーが撤退するなど、街路灯管理団体による維持管理の運営が困難となっている。 そのため、駅前広場や、市役所関連施設の周囲、交差点等の街路灯は、市がスポンサーとなり管理団体による維持管理を支援する。	H27～ H42以降	1,110	土木課
通学路安全対策事業	通学路の中には交通量が多く歩道が設置されていない道路があるため、道路管理者と学校・保護者・警察等が連携して安全対策を行う。 歩道の設置されていない市道の危険箇所について、路側帯を整備し通学路の安全向上を図る。	H26以前～ H42以降	11,000	土木課

(3)地域防犯対策の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地域防犯対策推進事業	防犯活動を地域から展開するため、関係機関・団体が結集する防犯対策協議会の運営費の助成等を行う。	H26以前～ H42以降	1,918	市民生活課
防犯外灯助成事業	防犯外灯の新設経費及び修理経費の一部を補助することで自治会の防犯活動を支援し、地域の安全の確保を図る。また、自治会等の負担軽減、電力消費が抑えられ地球温暖化対策にも貢献できるため、防犯外灯のLED化を平成25年度から10年間を目途に促進する。	H26以前～ H42以降	7,872	市民生活課

(4)空家等対策の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
管理不全な空家等対策の強化	適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、空家等に関する施策となる山陽小野田市空家等対策計画を作成する。また、空家等の実態調査を行い市内の空家等の現況を把握し、効果的な空家対策を進めるための方針を空家等対策計画に盛り込み、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。	H29～ H42以降	72	市民生活課

空家等放置問題対策としてのサポート	超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。住民、消防等の協力を得ながら管理不全な空家等の把握に努め、当該所有者等に対する行政指導を粘り強く継続し、周辺の生活環境に与える危険や不安の解消を図る。	H29～ H42以降	90	市民生活課
空家等の利活用	親の死亡後など、空家等になったにもかかわらず、買い手や借り手を募集せず、そのまま置かれている状態の空家等は、放置期間が長引くと倒壊したり、不審者侵入や放火、不法投棄の危険性が増すなど周囲に悪影響を及ぼすため、まだ使える空家等については利活用を促していく。	H29～ H42以降	0	市民生活課

基本施策11 消費者の保護と意識啓発

(1)消費者安全の確保と消費者教育の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
消費者保護事業	高齢者等を中心に消費者被害が深刻化しており、悪質商法による消費者被害の防止等に努める。また、消費生活サポーターとして消費者団体の育成に取り組む。	H26以前～ H42以降	286	市民生活課

(2)消費生活相談体制の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
地方消費者行政活性化事業	消費者安全法に規定されている業務として、国民生活センター主催の研修会への参加、法律専門家に法律助言業務を委託すること等により、消費生活センターの機能強化及び相談員等の資質向上を目指す。また、高齢者等の消費者被害を防止するために、民生児童委員等見守りを実施する団体との連携を強化する。平成30年度以降は、交付金等を活用して整備した体制を維持・強化していく。	H26以前～ H42以降	4,173	市民生活課
見守りネットワークの構築	消費者安全法で、高齢者等の消費者被害を防止するため、消費者安全確保のための協議会設置を求められている。そのため、民生児童委員等の見守りを実施する団体との連携を強化し、消費者被害の防止に努める。	H30～ H42以降	0	市民生活課

基本施策12 地域づくりの推進

(1)市民活動の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
ふるさとづくり推進事業	市ふるさとづくり協議会、校区ふるさとづくり協議会の運営又は実施事業に対して、補助金を交付する。 また、市ふるさとづくり協議会については、H26年度から庶務、会計ともにほぼ自立して行っており、今後は事務局としてのサポートは行いつつも、完全自立に向けて、さらに指導・助言していく。	H26以前～ H42以降	3,047	市民生活課
自治会組織活性化事業	地域コミュニティの維持発展のため、単位自治会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。また、単位自治会へは月2回広報紙等の文書配布を行う。	H26以前～ H42以降	64,978	市民生活課

自治会連合会補助金事業	地域コミュニティの維持発展のため、自治会連合会に対して運営費補助金を交付し、その自主的活動を支援する。	H26以前～ H42以降	2,310	市民生活課
自治会館建設補助事業	市補助金交付規則・要綱に基づき、地域コミュニティの活動拠点である自治会館の建設、用地取得、増改築等に係る経費を補助する。	H26以前～ H42以降	7,800	市民生活課
コミュニティ助成事業	宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品等を整備し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を実現する。	H26以前～ H42以降	2,300	市民生活課
ほたる飼育管理助成事業	ふるさと創生事業により整備したほたる飼育施設の維持管理及び飼育に必要な経費の一部を助成することで、その活動を支援する。	H26以前～ H42以降	150	市民生活課
地域振興諸行事支援事業	地域振興と交流促進を目的にイベントに係る経費の一部を補助する。 市補助金交付規則・要綱に基づく補助	H26以前～ H42以降	5,660	市民生活課

(2) 市民協働のまちづくりの推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
市民活動支援事業	市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。	H26以前～ H42以降	12	市民生活課
市民活動支援事業(市民活動支援センター事業)	「市民活動支援センター」を市民生活課内に設置し、市民活動に関する情報の提供、人材の育成、機材・会場の提供などを行うことで、市民の自主的・主体的な社会活動を促進する。	H30～ H42以降	26	市民生活課
地域づくり支援事業	地域の問題・課題を把握し、適切な支援等を行うため、必要に応じて職員を地域に派遣する。	H30～ H42以降	0	市民生活課

(3) 中山間地域の活性化

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
中山間地域づくり推進事業	中山間地域においては、農林業従事者の減少、高齢化の進行により、荒廃した森林や耕作放棄地が増大している。また、担い手の減少、高齢化により集落機能の維持が困難となる地域もある。このため、地域資源を活用した農林水産業の振興や生活環境の整備など、地域の課題解決のための施策を推進し、中山間地域の活性化を図る。	H26以前～ H34	0	地域活性化室

基本施策13 人権尊重のまちづくり

(1) 人権教育・啓発の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
人権の花運動	人権啓発活動地方委託事業である「人権の花」運動を、平成20年度から宇部人権啓発活動地域ネットワーク協議会で実施することとなり、協議会構成員である市が人権擁護委員と連携をとりながら、毎年市内の小学校2校において実施する。	H26以前～ H42以降	49	市民生活課

地域人権啓発活動活性化事業(ヒューマンフェスタ)	人権啓発活動地方委託事業の一環として「ヒューマンフェスタさんようおのだ～人権を考えるつどい～」を開催し人権に係る諸課題の解決に向け必要なテーマの講演会を行うほか、同時に市内小中高校から募集した人権啓発作品(ポスター、標語、詩)の掲示・表彰、啓発物品の配布を通じ、人権啓発を図る。	H26以前～ H42以降	300	市民生活課
地域人権啓発活動活性化事業(人権講座)	人権啓発活動地方委託事業の一環として、著名人、学識経験者、当該問題の関係者等を招き、様々な人権問題を取り上げて、人権啓発に関わる講座(年4回)を開催する。	H26以前～ H42以降	44	市民生活課
人権啓発担当者研修事業	日々新たな人権課題が発生する中、職員の資質向上において外部研修は必須であるため、人権啓発担当者を、県主催人権ふれあいフェスティバル及び人権関係団体主催研修会に派遣し、職員の資質向上を図り、人権啓発活動のレベルアップを図る。また、人権関係団体への他市町の対応動向について情報収集を行い、適切な対応に万全を期する。	H26以前～ H42以降	129	市民生活課
人権教育推進事業	人権意識の高揚をめざし、地域住民の豊かな人権感覚をさらに培うとともに、これまでの実践の過程や成果、課題を踏まえ、企業・職場を含めた地域社会における人権教育を組織的・計画的に推進する。①地域・企業における人権教育の推進(各地区自治会や市内企業との連携) ②人権啓発作品の募集(市内小・中・高校生) ③市広報「さんようおのだ」へ人権啓発記事掲載 ④企業人権教育情報交換会の開催 ⑤人権尊重のための学習機会の充実など。	H26以前～ H42以降	345	社会教育課
平和教育推進事業	平和教育で学ぶ重要主題として、争いや命について取り上げ、次世代を担う青少年(中学生)を対象とした取組みを進めていく。特に戦争の実像として「被爆ひろしまの語り部の話」を直接聞かせ、平和の尊さについて考える場としていく。	H26以前～ H42以降	120	社会教育課
人権教育推進協議会事業	年3回程度の開催で主に次のことについて協議 ①今年度の人権教育推進計画について ②人権教育推進講座、ヒューマンフェスタさんようおのだ ③次年度への課題について ④人権課題について など。 委員は、地区自治会・校長会・PTA連合会・保護司会・子ども会・人権擁護委員・連合女性会等で構成。	H26以前～ H42以降	114	社会教育課

(2)人権擁護活動の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
福祉援護資金貸付金償還事業	同和福祉援護資金貸付金を収納、徴収し、前年度の収納実績に応じて算出された償還額で県費補助金へ償還する。新規貸付は平成13年度をもって終了している。	H26以前～ H42以降	816	市民生活課
人権相談推進事業	社会の多様化とともに多くなっている、人権に関するさまざまな相談に的確に対応するため、庁内関係課及び、人権擁護委員や法務局ほか関係機関との連携を深める。特に、配偶者等からの暴力に関する相談については「市配偶者等暴力相談支援連絡協議会」を開催し、情報の共有を図る。	H26以前～ H42以降	0	市民生活課
DV相談体制の充実	複雑・多様化する配偶者等からの暴力被害について、相談受付、危機介入、応急避難、所要の諸手続き援助、自立支援等適切な対応が求められており、相談員の育成と業務の質の向上を図るため、専門機関が実施する専門的・実践的な研修に職員を派遣する。また、被害者拡大防止のためのDVの予防・啓発活動にも取り組む。	H26以前～ H42以降	63	市民生活課

人権擁護活動推進事業	基本的人権を尊重し、人権侵害被害者を迅速に救済するため、人権擁護委員法により委嘱された人権擁護委員の活動を支援する。人権擁護委員制度を市民へ周知するとともに、人権擁護委員による「特設人権相談所」を開設し、定期的な相談の場を提供する。また本市の委員が所属する宇部人権擁護委員協議会へ財政的支援を行う。	H26以前～ H42以降	224	市民生活課
------------	---	-----------------	-----	-------

(3) 男女共同参画社会の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
男女共同参画プラン推進事業	国の重要課題である男女共同参画社会づくりのため、法律に基づき条例も策定し、宣言都市にもなった。市・市民・事業者・各種団体・各種機関など地域社会が一体となり、プランに基づく施策を推進するため、審議会で意見を取り入れ、関係各課へ情報提供し取組を進める。	H26以前～ H42以降	48	市民生活課
男女共同参画プラン(DV防止プラン追加・期間延長版)策定事業	現在の男女共同参画プラン改訂版に「配偶者暴力に関する基本計画」盛り込み、平成30年3月策定の第2次総合計画との整合性も図りながら、平成31年3月に男女共同参画プラン(第3次改訂版)を策定する。	H26以前～ H42以降	75	市民生活課
女(ひと)と男(ひと)の一行詩	平成11年度から啓発事業として募集を実施。市広報・ホームページ、公募ガイド等に募集記事を掲載し、全国の男女共同参画担当課、県内市町、市内各学校等へ募集ポスターを発送し、広く情報発信を行う。	H26以前～ H42以降	452	市民生活課
女性の日事業	平成22年度から本市独自に10月1日を「女性の日」と定めて男女共同参画社会づくりを推進するため、毎年、効果的な啓発事業を実施している。	H26以前～ H42以降	111	市民生活課
女性団体連絡協議会支援事業	女性団体連絡協議会(女性リーダー)と行政の協働を通じ、女性のネットワーク連携を維持し、男女共同参画社会作りに向けて必要不可欠な、女性の連携体制の維持、拡張に努め、共に社会的課題とその問題解決に向けて効果的事业を実施。	H26以前～ H42以降	176	市民生活課

基本施策14 自然環境の保全**(1) 環境保全意識の醸成**

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境展開催事業	おのだサンパークを会場として、6月の第1土曜日又は日曜日に環境展を開催し、市内の環境、生活環境、リサイクル関係のパネル展示や環境に関する啓発活動を行っている。	H26以前～ H42以降	111	環境課

(2) 森林・里山環境の保全

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
生活環境保全林整備事業	菩提寺山市民の森の維持管理を行う。給水施設保守管理、清掃、下刈り、受光伐・防火帯整備等を行なう。	H26以前～ H42以降	3,273	農林水産課
地域が育む豊かな森林づくり推進事業	繁茂竹林の伐採や広葉樹の植栽、野生鳥獣の隠れ家となる藪の整備など、地域づくり活動等に意欲のある集落周辺の里山林の一体的整備を行なう。	H26以前～ H42以降	2,690	農林水産課

(3) 農地環境の保全

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
多面的機能推進事業	担い手に集中している水路農道等の維持管理、補修を地域全体で実施することにより、担い手の負担を軽減し、耕作放棄地の発生を防止する。また、農業用施設の更新を行うことで作業環境を改善する。平成28年度末で1組織が活動を終了し、3組織が一つに広域合併した。活動農用地面積を維持していくことが目標となる。	H26以前～ H42以降	45,666	農林水産課
環境保全型農業推進事業	地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、当該営農活動の実施に伴う追加的なコストを支援することにより、農業分野の有する環境保全機能を一層発揮させる。	H26以前～ H42以降	160	農林水産課
中山間地域等直接支払交付事業	中山間地域等直接支払制度は、条件不利地の農業生産活動や農村生活の維持、耕作放棄地の防止などを目的としている。現在5地区が市と協定を結び、協定農用地の管理、水路・農道等の維持・管理活動を実践している。 第四期対策期間(平成27年度～31年度・5カ年)	H26以前～ H42以降	3,298	農林水産課
市民農園管理運営事業	一般市民が農業体験を通して、収穫の喜びを味わうことができるよう市民農園を開設し、適正に管理運営できるように努め、都市住民が農業とふれあう場を確保する。※烏帽子岩:44区画(1区画:25㎡)・高栄:45区画(同:30㎡)・沓山田:26区画(同:26㎡)。使用料:3,000円/区画・年	H26以前～ H42以降	273	農林水産課

(4) 海・河川環境の保全

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
水辺の教室開催事業	小学生とその保護者を対象に、自然を体験しながら、環境保全についての学習を推進します。	H26以前～ H42以降	0	環境課
河川海岸保全事業	山陽地区において、昭和38年から毎年7月頃に、「河川海岸清掃大会」と称して全体参加者約5千人の、大規模な清掃活動を実施しており、地域の環境保全を推進する。	H26以前～ H42以降	670	環境課

基本施策15 循環型社会の形成

(1) 循環型社会の形成の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
リサイクル活動支援事業	資源ごみの再利用化を推進した団体に対して奨励金を交付する。	H26以前～ H42以降	1,700	環境課
生ごみ処理容器購入補助事業	一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金を交付する。補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1で、その限度額は非電動式生ごみ処理容器1基につき1,500円、ダンボールコンポスト500円、電動式生ごみ処理機2万円である。	H26以前～ H42以降	250	環境課

使用済小型電子機器等リサイクル事業	小型家電に含まれる鉄、アルミ、金、銀、銅、レアメタルといった有用な金属を回収するとともに、鉛などの有害物質を除去するなど適正に処理する。市が回収した小型家電は国の認定業者が無償で引取り処理している。	H26以前～H42以降	0	環境課
山陽処分場浸出水処理施設改修事業	山陽処分場内にある浸出水処理施設が平成23年6月に故障し、保健所から指導を受けた。その後、整備を継続しているが、法令等を遵守するため、さらに改修を行う。平成28年度に施設への取付道路工事を行い、平成29年度に調整池補修のための設計委託、平成30年度に補修工事を行う。	H28～H30	10,814	環境課
ごみ処理施設維持整備事業	ごみ処理施設引渡し後、プラントメーカーによる瑕疵担保期間(H27～H29の3年間)が終了することで、4年目以降に市の責務において行う新たな維持整備事業(整備点検、補修全般、部品管理等)	H30～H31	15,000	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業	一般廃棄物(ごみ)処理事業	H26以前～H42以降	238,871	環境課

(2) 廃棄物処理体制の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度事業費 (単位:千円)	担当課
塵芥収集車等車両更新事業	老朽化した塵芥収集車等車両を機能・用途等を勘案しながら計画的に更新する。	H26以前～H42以降	28,000	環境課
焼却灰セメント原料化事業	県内市町が参画する山口エコタウン基本構想事業で、ごみ焼却灰(主灰及び飛灰)のセメント原料化を行う。	H26以前～H42以降	87,830	環境課
一般廃棄物(ごみ)処理事業(運転管理業務委託)	一般廃棄物(ごみ)処理事業のうち3年間の運転管理業務が平成29年度をもって終了する。平成30年度以降の運転管理業務受託を選定する必要がある。	H26以前～H42以降	157,935	環境課
運転管理業務長期契約発注支援事業	一般廃棄物(ごみ)処理事業における3年間の運転管理業務が平成29年度をもって終了する。今後、平成32年度を目標に新ごみ施設の運転管理業務を長期契約とするための準備として発注支援業務を委託する。	H30～H31	4,434	環境課
小野田浄化センター維持整備事業	し尿処理施設(小野田浄化センター)は、山陽小野田市内で収集したし尿や浄化槽汚泥を処理する施設であり、停滞は許されない。設備機器の故障等が発生した場合は、処理に支障が生じないよう早急に修繕を行う必要がある。	H26以前～H42以降	2,050	環境課
小野田浄化センター水槽清掃業務	水槽底部に沈砂物が堆積し、配管の詰まりや、水槽内の攪拌等に支障が発生しているため、水槽内の沈砂物の除去を行う。	H29～H42以降	5,400	環境課
小野田浄化センター定期整備事業	小野田浄化センターに設置されている機械設備等について、大型設備や予備機を持たない設備、耐用年数を超過した設備は定期的な分解整備(予防保全)や更新を行い機能の確保を行う。現在故障していて予備機のみで運転している設備は早急に更新及び修繕を実施し機能の維持を図る。設備の耐用年数を超過して使用している設備が多いため、故障した際はし尿等の処理を停止しなければならず、市民生活に重大な影響を及ぼす。	H26以前～H42以降	6,613	環境課
小野田浄化センター法定検査実施事業	クレーン等安全規則、フロン排出抑制法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、専門業者により設備の安全と機能を保全するための検査を実施する。	H26以前～H42以降	4,563	環境課

小野田浄化センター脱水汚泥搬送業務	小野田浄化センターで発生する脱水汚泥を、中間処理(焼却)を行うため、環境衛生センターに搬送する。	H28～ H42以降	3,400	環境課
小野田地区一般廃棄物(し尿等)処理事業	市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬及び処理・処分は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市の固有事務となっている。市では、許可業者により収集されたし尿等を小野田浄化センターで衛生的に処理・処分を行う。	H26以前～ H42以降	56,306	環境課
小野田浄化センター運転管理業務委託	山陽小野田市内で収集されたし尿や浄化槽汚泥を衛生的に処理し、且つ施設の維持管理を行うために、小野田浄化センターの運転管理業務を委託する。	H26以前～ H42以降	48,352	環境課
山陽地区一般廃棄物(し尿等)処理事業	市内で発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理・処分は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により市の固有事務となっている。許可業者により収集・運搬されたし尿等を小野田浄化センターで処理・処分を行っている。	H26以前～ H42以降	26,985	環境課

(3) 衛生・美化の向上

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
廃薬品等処理事業	環境調査センターで保管している廃薬品を適正に処理する。PCB分析に係る試薬(低濃度)は、平成31年に廃止し処理を委託する。PCB以外は、廃掃法に基づき産業廃棄物として適正に処理する。	H26以前～ H42以降	173	環境課
ごみ箱設置支援事業	本市はステーション方式でごみを収集しており、ごみステーションには自治会がごみ箱を設置し、管理している。そのごみステーションにごみ収納箱を設置又は修繕した自治会に補助金を交付する。補助率は経費の50%(上限20,000円)。	H26以前～ H42以降	1,000	環境課
狂犬病予防、犬・猫保護等 関連事業	狂犬病は人間にも感染し、死亡率が非常に高い病気で、蔓延を予防するために狂犬病予防法が制定され、犬には年1回の予防接種が義務付けられている。 また、犬・猫等の適正な飼養方法の徹底については、市独自の啓発に加え、動物保護管理協会とも連携を図っている。	H26以前～ H42以降	132	環境課
環境美化向上事業	市民に対して、ごみ問題に関する意識改善の向上を図るため、環境衛生推進団体とも共働して環境美化に対する啓発を行う。また、環境衛生に関する苦情処理を積極的に行う。	H26以前～ H42以降	468	環境課
アダプトプログラム事業	本事業は、自分たちの街は自分たちできれいにしようという理念の下、市民と市が協働で行う美化・緑化活動である。活動は個人でも団体でも参加でき、市はその活動に対してごみ袋や清掃用具を支給し、集められたごみの回収・処理を行う。また、参加者の保険加入も行っている。	H26以前～ H42以降	174	環境課
放置自動車処理事業	放置自動車により生ずる障害を除去することにより、公共の場所の美観及び機能を保持し、もって市民の快適な生活環境を確保する。	H26以前～ H42以降	10	環境課
生活衛生向上事業	公衆衛生の向上を図るため、山陽地区の天満町と渡場の2箇所に公衆便所を設置し管理している。 また、公共施設で発生したそ族昆虫(主にハチ)の駆除を実施している。	H26以前～ H42以降	310	環境課

埋火葬関連事業	火葬業務は市の固有の事務であり、恒久的に安定的な処理が求められている。火葬場は、山陽斎場及び小野田斎場の2箇所があり、いずれも指定管理者による運営等が行われている。施設は老朽化が著しく、建替えまでの維持管理が必至である。	H26以前～ H42以降	31,491	環境課
斎場管理運営(新火葬場)	新火葬場の供用開始までの施設管理。	H30	584	環境課
霊園管理整備事業	市営墓地の除草作業などを定期的に行い、環境整備を含め管理を適正に行っていく。	H26以前～ H42以降	1,130	環境課
新火葬場建設事業	老朽化した小野田・山陽両斎場を一つに統合した新火葬場を現山陽斎場の敷地に建設する方針を平成25年度に決定した。平成26年度は基本計画を策定しており、平成27年度は都市計画決定・火葬炉選定・用地買収・建築設計業者選定・造成設計を行った。平成28年度は、基本設計・実施設計・造成工事を行い、平成29～30年度で建設工事、平成31年度に外構工事、現施設の解体工事を行う。平成31年度の供用開始を予定している。	H26以前～ H31	902,841	環境課

(4)環境保全対策の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
山陽小野田市率先実行計画推進事業	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、市及び市職員が市の事務事業に関し、環境保全に向けた取組を率先して実行するための行動指針として定めた山陽小野田市率先実行計画に従い、日常業務の中での省資源・省エネルギーやごみの減量・リサイクルなど、環境への負荷を低減するための取り組みを推進する。	H26以前～ H42以降	0	環境課
山陽小野田市省エネルギー推進事業	山陽小野田市役所の省エネルギー活動を効果的に推進することを目的として「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「エネルギー管理標準」を設定し、エネルギー消費効率の向上及び効果的な使用に努め、エネルギー消費改善を図る。	H26以前～ H42以降	30	環境課
山陽小野田市地球温暖化対策地域協議会事業	地球温暖化防止を目的とした地球温暖化対策地域協議会の事務局として協議会活動を支援するとともに財政的支援も併せて行う。	H26以前～ H42以降	130	環境課

(5)環境監視体制の充実

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
環境・公害監視事業	環境基準、規制基準、協定値等の超過を監視し、また企業の進出時の事前評価の基礎資料等とする。公害を起こさないよう企業の指導や環境展等での啓発に役立てる。このことにより、公害のない、快適で良好な生活環境の確保に努める。	H26以前～ H42以降	4,035	環境課
市有施設等水質測定事業	市が、排出者としての法的測定義務がある市有施設等の排水測定をする。また小河川等の地元要望の水質測定を行う。	H26以前～ H42以降		環境課
受託測定事業	美祢市から委託を受け、美祢市の大気(降下ばいじん及び亜硫酸ガス)並びに厚狭川の水質測定を実施する。また、厚狭川上流の環境把握にも資して、広範囲な判断材料となる。	H26以前～ H42以降		環境課
大気汚染物質測定用櫓維持整備事業	大気汚染の状況を把握するために市内19箇所に設置しているデポジットゲージや大気汚染物質測定用の櫓について、塗装やゲージの取替えなどの定期的な修繕を行う。	H26以前～ H42以降	670	環境課

環境審議会事業	工場の新增設等、重大な案件は環境審議会に諮問し、答申を得たうえで市が承認する。	H26以前～ H42以降	210	環境課
環境保全協定及び事前協議に関する事業	企業と環境保全協定を締結し、工場の新增設の際は、協定に基づく事前協議により環境への付加をチェックする。	H26以前～ H42以降	0	環境課
相談・苦情処理事業	公害に関する苦情処理件数は、年間60件程度に及ぶ。内訳は、野焼きを含む大気汚染が30件程度で最も多く、死魚事件など水質汚濁がそれに次ぐ。騒音や悪臭の苦情もあり、苦情があれば、現地を確認し、迅速な対応を行う。	H26以前～ H42以降	0	環境課

基本施策16 国際交流・地域間交流の推進

(1)国際交流・地域間交流の推進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
国際交流推進事業	市国際交流協会等へ補助金を交付することにより、市民レベルの国際交流を促進し、国際的な理解と国際感覚豊かな人材の育成を図る。	H26以前～ H42以降	358	市民生活課
中学生海外派遣事業	親善大使として中学生を姉妹都市モートンベイ市へ派遣し、両市の友好親善と相互理解を深めるとともに、広い視野と国際感覚を備えた次代を担う人材の育成を図る。	H26以前～ H42以降	3,138	市民生活課
地域間交流推進事業	埼玉県秩父市と姉妹都市であることを広く市民に周知し、山陽小野田市のセメントに関する歴史を継承していくためにも、お互いの情報交換、情報発信を十分にを行う。	H30～ H42以降	0	市民生活課

基本施策17 移住・定住の推進

(1)転入者の定住促進

事業名	事業概要	事業期間	平成30年度 事業費 (単位:千円)	担当課
転入奨励金交付事業	山陽小野田市転入促進条例に基づき、転入して新たに住宅を取得した方に対して、転入奨励金を5年間交付する。奨励金額は、家屋部分の固定資産税相当額とする(都市計画税部分を除く。)	H26以前～ H42以降	23,927	企画政策課
UJIターン推進・支援事業	UJIターン希望者に対する相談・支援体制を整え、山陽小野田市へのUJIターンによる転入者を増やす。そのため、国のポータルサイト「全国移住ナビ」などを活用した情報発信のほか、移住交流フェアに出展し、移住希望者に関心を持ってもらえるよう働きかけていく。	H26以前～ H42以降	565	企画政策課
婚活支援事業	「出会い」や「結婚」を希望する独身男女に、そのきっかけとなる機会を提供するため、市内のロケーション等を活用したイベント開催事業を委託して実施する。	H28～H31	1,000	企画政策課